

市内の事業主（広告主）の皆様へ ～屋外広告物についてのお知らせ～

「建物の壁」・「敷地内」・「道路わきの空き地」などに表示している「屋号」や
「案内看板」などの屋外広告物は、許可を受けて設置されていますか？

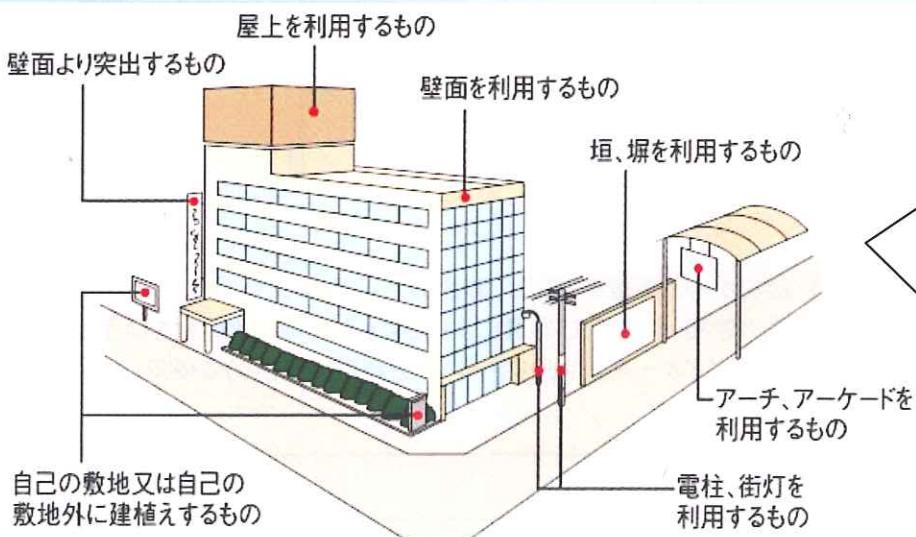
○ 屋外広告物とは

屋外広告物とは、建物などの外で表示されているはり紙やはり札、立看板、広告板、広告塔などをいい、屋外広告物法では「屋外広告物」を次の4つの要件を満たすものとして定義しています。（屋外広告物法第2条）

- ① 「常時又は一定の期間継続して表示」されるもの
(街頭などで配られるビラやチラシは含まれません。)
- ② 「屋外で表示」されるもの
(建物の内部や自動車の窓ガラスの内側に表示されるものは含まれません。)
- ③ 「公衆（不特定多数）に対して表示」されるもの
(駅の改札口の内側や野球場の中などに表示されるものは含まれません。)
- ④ 「看板、立看板、はり紙、はり札、広告板、広告塔、建物その他の工作物に掲出・表示」されるものやこれらに類するもの

○ 屋外での広告物の設置には許可が必要です。

- ・屋外広告物を表示・設置するには、許可が必要です。（事前にご相談ください。）
- ・屋外広告物は2年ごとに自己点検報告を行う更新許可が必要です。
- ・屋外広告物の許可申請の際、設置・表示する広告物の数や表示面積に応じて所要の申請手数料がかかります。



広告物の種類により、位置・面積・高さ・色などの基準が定められています。
また、市内は5つの規制区域にわかれていますが、各区域により設置基準が異なります。

○ 屋外広告物の設置の依頼は県知事登録業者へ

- ・兵庫県知事の登録を受けた者でなければ屋外広告業を営むことはできません。設置を依頼する場合は登録業者であるか、また、設置しようとする広告物が許可を受けているかご確認ください。違反広告物に対しては、広告主が指導をうける場合があります。

【屋外広告物 Q&A】

Q 自分の店に看板を設置する場合も、許可は必要なのでしょうか。

A この場合は自家用広告物(注1)になりますので、看板の表示面積の合計が許可地域(注2)で10平方㍍以下、禁止地域(注3)で5平方㍍以下であれば許可は不要です。

(注1)自家用広告物 ……自己の店名や商標、事業内容などを表示し、自己の店舗や事業所に設置する屋外広告物をいいます。

(注2)許可地域 ……禁止地域以外の市内全域で、屋外広告物の設置には原則として許可が必要な地域です。

(注3)禁止地域 ……県立自然公園、住居専用地域、指定された道路・鉄道の沿線地域などで、屋外広告物の設置についての規制が厳しい地域です。

- 禁止区域や許可地域の区域については、市役所 都市計画課まで、お問い合わせください。

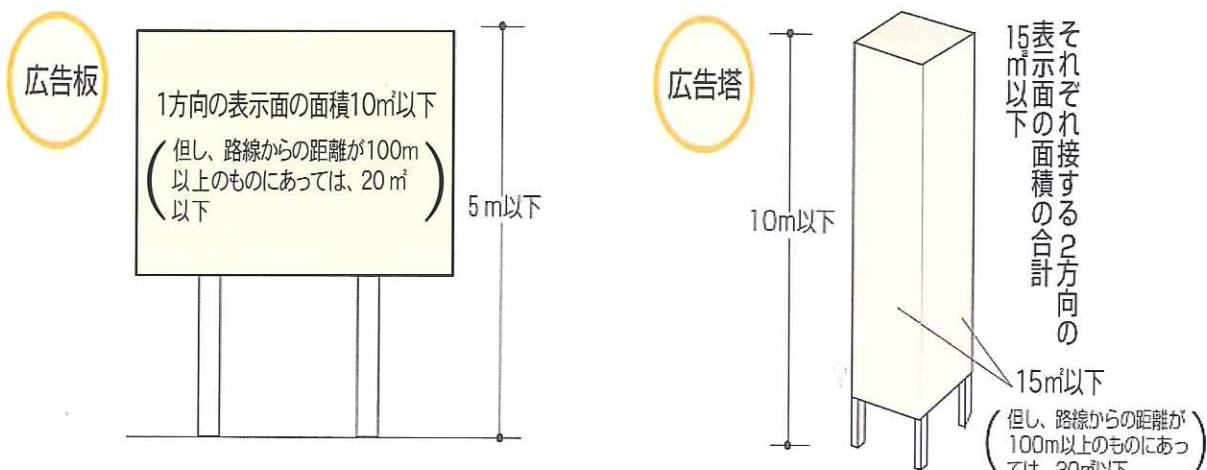
Q 電柱に立看板をつけてもいいですか。

A 電柱、街路樹、ガードレールなどに「立看板・はり紙・はり札・広告旗」を取り付けることは禁止されています。また、道路上に看板を設置することも禁止されています。(※市では、このような違反広告物に対する除却、是正指導、予防啓発を行っています。)

Q 道路沿いに土地があるので、業者からよく看板を設置させてほしいと言われるのですが。

A 屋外広告物の許可が必要です。業者は、あなたの承諾書を添付して許可を受けた後でなければ、看板を設置することはできませんので、注意してください。許可地域内の場合、許可基準は次のとおりです。

基準：許可地域内の自己事業所敷地外に建植するもの(野立貸看板など)の表示面積・高さ制限内容



※ その他の基準

相互距離5m以上、交通信号機・踏切からの距離5m以上、彩度の高い色(マンセル色票系の彩度10以上の色をいう)の色数(マンセル色票系の色相、明度及び彩度により定められている色の数をいう)は2色以下、ネオンサイン等(ネオンサイン及び発光ダイオード又は光ファイバーを利用するもの)の使用・光源の点滅の禁止

○ 屋外広告物取り扱い窓口は市役所です

許可申請、屋外広告物規制について

市役所 都市計画課 TEL 079(427)9269 (直通)

屋外広告業の登録について

兵庫県 景観形成室 TEL 078(341)7711 (代表)